

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	災害援護貸付金	事業開始年度	昭和48年度	作成責任者		
担当部局庁	社会・援護局	担当課室	総務課	寺尾 徹		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項	関係する計画、通知等	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの財源として必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(対象災害)都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害 (受給者)上記災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者 (貸付限度額)350万円 (貸付原資負担)国2/3、都道府県・指定都市1/3					
実施状況	平成21年度は11市において35件の災害援護資金の貸付を実施					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	380	380	380	380	200
	執行額	73	18	30		
	執行率	19%	5%	8%		
	総事業費(執行ベース)	110	27	45		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	都道府県の市町村に対する貸付決定通知を確認の上、貸付決定				
	見直しの余地	本制度は、自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しを目的として設けられた貸付制度であるが、平成21年度は比較的被害が少なく、貸付件数も少なかったものであり、災害の発生に備え、引き続き災害援護資金の貸付に必要な一定の予算を確保する必要がある。				
予算監視の所見率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) ・災害援護貸付金について、執行状況を勘案し、予算と執行の乖離要因等を精査し予算を縮減すべき。					
補記						

厚生労働省
380百万円

災害援護資金の貸付を行った市町村を含む都道府県又は指定都市に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項に定める負担割合(指定都市又は都道府県が市町村に貸し付ける貸付額の2/3)を交付

A 都道府県
20百万円

(福岡県 15百万円)
(山口県 5百万円)

B 指定都市
10百万円

(福岡市 10百万円)

災害援護資金の貸付を行った市町村に対し、都道府県が災害弔慰金の支給等に関する法律第11条第1項に定める割合(市町村貸付額の全額)

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に定める対象者に貸付

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A.福岡県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付金	災害援護貸付金	15			
計		15	計		0
B.福岡市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付金	災害援護貸付金	10			
計		10	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0